北九州空港レンタカー利用助成金交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、北九州空港利用促進連絡会(以下「連絡会」という。)が、北九州 空港島内にあるレンタカーを業とする者(以下「レンタカー事業者」という。)よりレ ンタカーを借りる者に対して、レンタカー利用助成金(以下「助成金」という。)を交 付することで、北九州空港の利用率の一層の向上を図ることを目的とする。

(助成金の対象となる路線及び助成金額等)

第2条 助成金の交付の対象となる事業の内容(対象路線、実施時期、助成金額等)については、社会情勢、航空会社の状況、定期路線の利用率の動向等を総合的に勘案し、連絡会会長(以下「会長」という。)が適宜決定し、都度、実施要領を定めるものとする。

(助成金の交付対象)

- 第3条 この要綱で定める助成金の交付を受けることができる者は、次の各号の全てに 該当する者とする。
 - (1) 北九州空港島内にあるレンタカー事業者よりレンタカーを借りる者であること。
 - (2) 北九州空港に就航する定期路線を往復利用(以下「当該旅行」という。) する者であること。

(当該旅行の報告及び助成金の交付申請)

第4条 助成金の交付申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、当該旅行の 復路に搭乗した後、必要書類を添付の上、助成金交付申請書を会長に提出し、当該旅 行の報告及び助成金の交付申請をしなければならない。

(助成金の交付)

- 第5条 会長は、申請者から前条に規定する報告及び申請を受けた場合は、その内容に ついて審査し、要綱の規定に適合すると認めた場合は、予算の範囲内で助成金を交付 する。
 - 2 会長は、制度期間中の助成金の総額が予算の範囲を超える場合は、予告なく制度を終了することができるものとする。
 - 3 会長は、申請者が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下、「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)または暴力団員(暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)もしくは暴力団員と密接な関係を有するものであるときは、助成金の交付を行わない。

(助成金の交付申請の受付の取消し)

- 第6条 会長は、第4条で規定する助成金の交付申請を受け付けた者が次の各号のいず れかに該当する場合には、助成金の交付申請の受付の全部又は一部を取り消すことが できる。
- (1)偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき
- (2) 第3条で規定する助成金の交付対象ではないことが判明したとき
- (3) その他助成金の交付申請の受付内容またはこれに付した条件その他法令またはこの要綱に基づく会長の指示に違反したとき

(助成金の返還)

第7条 会長は、助成金の交付申請の受付を取り消した場合において、助成金の当該取消しに係る部分に関し、すでに助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとし、申請者は期限までに返還しなければならない。

(免責規定)

第8条 会長は、第6条に基づく取消し及び第7条に基づく返還により生じた損害について、賠償の責めを負わないものとする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については会長が定める。

付 則

この要綱は、令和4年12月15日から施行する。